

令和 6 年度 1 月定例委員会

○ 日時：令和 7 年 1 月 2 4 日(金) 10:00～(議事)

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場 (大会議室 1)

出席：農業委員	中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員	久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局	大川事務局長・宮岡慎太郎・中平知砂
欠席	なし

事務局	皆さんおはようございます。 全員そろいましたので 1 月の定例会をはじめさせていただきます。 本年も皆様よろしくお願いいたします。中平会長さんご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
-----	--

中平会長	皆さんおはようございます。 本日はご多用のところご出席を頂きまして 1 月の定例会が出来ますことを厚くお礼申し上げます。 1 月も残り 1 週間となって来ましたが、あらためまして新年あけましておめでとうございます。 今年もどうぞよろしくお願いいたします。 正月寒波によりまして全国各地で大雪をもたらしていた所ですが、同町におきましてもやっと雪解けになって来たかなと思います。 大寒に入り、寒いかなと思っていましたが 3 月上旬並みの温度が続いている状況でまさに温暖化が実感できると思います。 そうした中、昨年政府は食料農村基本計画を策定して頂きました。 今年の 3 月までに基本的な具体策を策定すると言われていたのですが、こういった形で策定するか大変注目する所でございます。 農業も厳しい状況が続いている状況ですが農業委員会におきましても十分見極めた中で取り組みをしていかねばならないと考えている所ですので、今年もどうかよろしくお願いいたします。 本日は 2 件の議案とその他の件がありますが、ご審議賜りますようお願いをいたしまして開会とさせていただきます。 それでは本日の議事録署名員につきましては、中岡委員さんと押川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いいたします。
------	---

事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 譲渡人： 譲受人： 対象地： ： ： ： ： ： ： ： ： ： 4 ページのとおり 12 筆になっております。 ●●につきましては、非農地証明への変更がありましたので、今回二重線を取り消しをさせて頂いております。 5 ページ以降につきましては、3 条の許可申請を付けさせて頂いております。 所有権の移転を受ける●●は以前から農業を行っていて、現在は畜産業を中心に事業を行っており農業を営営できる方です。 なお、今回申請している田ですが、現在は●●が請け負い稲作作っています。 所有権の移転後も田につきましては引き続き稲作を続けていくようです。 そうでない畑はユズまたは、野菜を植えると伺っています。 機械等につきましては、トラクターとコンバインを持っているとの事です。 ●●は 73 歳で農業も継続してやられますし、県外にいる息子さんも帰ってきて農業をやられるとの事で担い手の確保も出来ています。 25 ページにある地図は●●の自宅周辺の農地となっています。 ●●と●●のご関係ですが、●●のご兄弟さんが●●のお母さんにご兄弟の関係になっています。 ●●につきましては一部果樹を植えていますが、現在は何も植えておらず、将
-----	---

	来的にはユズを植える予定です。 続きまして 28 ページ●●ですが、こちらは一部建物が建っておりまして、農業用倉庫として今後も使われます。 一部畑がありますがユズを植える予定となっています。 29 ページ●●は●●の一段下になりますが、現在何も植わっておらず、こちらもユズを植える予定です。 30 ページ●●ですがコンクリート舗装をし、作物を作る事は出来ませんが●●に入る農道として、3 条申請で農地として転用できるとして申請をさせて頂いております。 31 ページ●●ですが、こちら何も作っていませんがユズを植える予定です。 32 ページ●●ですが、現在水稻を作っており引き続き水稻を作る予定です。 33 ページ●●ですが、●●の一部です。 こちら農地として引き続き水稻を作る予定です。 33 ページ●●ですが、こちら農業用倉庫がありまして引き続き農業用の物置として使用する予定です。 34 ページ●●も荒れていますが整地してユズを植えると伺っています。 35 ページ●●もユズを植えると伺っています。 36 ページ●●、37 ページ●●ですが、川を挟んで対岸の 3 枚の田になっています。 こちら●●が水稻を栽培しており引き続き水稻を作られると言う事です。 ●●が 2 枚の田、●●が 1 枚の田になっています。 現地確認につきましては川上推進委員さんをお願いしました。 何かご意見はございませんか。
川上委員	ありません。
中平会長	只今、事務局よりご説明が有りました。 皆様方で何かご意見はございませんか。 ここは、宅地は含まれていませんか
事務局	今回は農地だけで宅地は含まれていません。 一部建物も含まれていますが農業用倉庫となっていますし、農業用倉庫以外の建物は含まれていません。
中平会長	宅地は据え置きますか。
事務局	宅地もゆくゆくは●●が受けるみたいです。
押川委員	家の売買契約は終わっています。
事務局	一部お墓が有りまして、そこは売買できないようです。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。

	無いようですので第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 農業委員全員挙手です。 続きまして第2号議案 非農地証明願いにつきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案 非農地証明願いにつきまして3件の申請が出ています。 ① 願 人： 対象地： 地目： 面積： 理由： ●●ですが、●●と小さく道路の一部となっています。 ●●ですが、川に降りる法面の一部と、田の法面の一部になっており雑木も生えている状態でした。 平成15年頃から耕作放棄となっており現在に至っています。 調査票ですが●●につきましては該当がエ、●●につきましては、10年以上耕作放棄が行われ、該当がウと思われます。 今回、両方とも非農地証明願いを提出させて頂きました。 現地確認につきましては上田委員と川上委員さんに立会していただきましたが何かご意見はございますか。
上田委員	事務局の報告の通りですので何もありません。
中平会長	事務局より説明が終わりました。 また現地確認を行って下さった上田委員からも報告があった通りと言うことです。 他にご意見はございませんか。
高橋委員	●●については田に降りる道ですので農道といった取り方が出来るのではないですか。
事務局	農道と言った取り方もできますが、川に降りる消防道の取り方も出来ます。 今回は道路に囲まれた土地であるため完全に農地に戻らない事を考慮して非農地の判断にさせて頂きました。
高橋委員	コンクリートで囲まれている事は剥がせば良いわけで理由にならないと思います。 しかし、消防道となると非農地扱いになると思いますが、このままいくと非農地にして●●に譲渡されるわけでしょう。

	そうでなければ、ここで認めていけるので簡単だと思いました。
中平会長	第 2 号議案 非農地証明願いの 1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして 2 件目につきまして事務局より説明を求めます。
事務局	非農地証明願い ② 願 人： 対象地： ： ： ： ： ： ： 理由：平成 11 年頃より耕作放棄地となる。 以上 7 筆です。 場所としましては、2 か所ありまして 72 ページ目に写真を付けていますが、 ●●をこえ●●の残土場がありますが、その奥に入った●●、●●、●●で●●、●●は残土場として使用され●●も木が生え、農地に戻せない状態です。 この土地は谷に挟まれ機械が入らない状態で有ったため、今回事務局は非農地として判断しました。 次に広野のジビエの施設がありますが、向かってバス亭側の山の方に 4 筆有ります。 ●●は、木が生え農地に戻せない状態です。 ●●につきましては擁壁が建っており完全に耕作出来ず木が生てる状態です。 ●●は山林化して農業は出来ない状態です。 ●●は、若干農業をしている所も見えましたが、ここに行くまでの道が無いことを考えると非農地として判断しました。 調査票では一部残土はされているものの平成 11 年ごろから農業をされていないという事なのでウと判断させて頂きました。 現地確認につきましては上田委員と岡林委員に行って頂きましたが、何かご意見はございますか。

上田委員	特にありません。
中平会長	事務局より説明が終わりました。 また現地確認を行って下さった二人の委員さんからも特になしとの事で報告があった通りと言うことです。 他の皆さんでお気づきの所がございましたらなにかご意見はございませんか。 ないようですので第2号議案 非農地証明願いの2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして3件目につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	非農地証明願い ③ 願 人 : : 対象地 : : : : : : : : 理由 : 平成10年頃より耕作放棄地となる。 この土地は共有名義となっておりまして両名から提出されたものです。 場所は奥井桑の集落に入る手前を右に入った所です。 ●●、●●、●●の3筆ですがここは昔、大きな桑園があった所ですが、現在山林化し農業が出来る状態では有りませんでした。 雪の影響もあり昨年12月10日に事前に調査をして上田委員さんには写真にて確認をお願いした所です。 平成10年から耕作はしていないという事なので判断はウとして調査書には記入させて頂きました。 現地確認は中平委員さんと上田委員さんをお願いしました。何かご意見はございませんか。
上田委員	私は現場の方には行っていませんが、事務局と中平委員さんには現場確認をしてもらっているので話を聞いて書類で確認をさせて頂きました。 異議はございません。
中平会長	只今、事務局と上田委員さんからご報告がありました。 ここは昔、共同で桑園にしていた所ですね。昔は立派な桑園でした。
事務局	今回、非農地にして高橋さんの名義にすると聞きました
中平会長	他にございませんか。

	無いようですので第 2 号議案 非農地証明願いの 3 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 以上で第 2 号議案につきましては終了させていただきますがその他につきまして事務局より報告事項がございます。 事務局お願いいたします。
事務局	その他の件として、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書として報告します。 これは、今まで案件としてありませんでしたが第 3 条で貸借を行った農地について期限内に解約を行う上に必要な手続きとなっています。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 賃貸人： 賃借人： 対象地： 令和 4 年 12 月に結びました 3 条について解除するものです。 賃借の期間は 6 年間で令和 10 年までとなっていました、今回 3 条の契約を解除するという事で通知書が届きました。 なぜ、このような事になったと言うと●●からこの農地を売りたいと相談がありました。 調べると、この農地は貸借を結んだ所が分かりましたので一旦解除して、その後で●●から●●の方で売買の所有権の移動と 3 条を提出して頂く事になりますので、前段の貸借の解約の通知書になります。 場所につきましては●●です。 これで農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書として報告を終わらせて頂きます。 なにかご質問はございませんか。
中平会長	この土地は売買に関して相談を受けたことがあります。
高橋委員	契約期間中に契約した人が亡くなった場合、もう一度契約を結びなおさなければなりませんか
押川委員	貸借は相続されますので、仮に亡くなられても残りの期間は相続されます。
事務局	前回の会の中でもご質問がありました 3 条の中に家が建った場合、分筆する必要が無いのかと言った事ですが答えとしましては分筆が必要となっています。 農地法で書かれている訳では有りませんが、県に問い合わせたところ 4 条、5 条をして家を建てると言った事がありますので、出来ない場合は分筆が基本じゃないかという回答を頂きました。

	農地は農地で活用することとなっていますので、何か建物等を建てる場合は分筆をしてからの手続きとなっていますので、出来るだけこちらもそういった指導をさせて頂きたいと思います。 何かご意見はございませんか。
高橋委員	仮に借りている親が亡くなって息子には引き続き貸さないと言った場合はどうなりますか
押川委員	期間までは違約金が発生します。 期間が終了する前の1年ぐらいから契約はしませんなど事前に報告が必要になります。
事務局	他の所でも3条を通さずに契約していた所もあり、そこは当人同士が還さないといかないとなった場合もありますので農業委員会を通して3条を結ぶ必要があります。
中平会長	他に事務局からありませんか
事務局	次回の日程を決めさせて頂きたいと思います。 今回は2月28日10時からお願いします。
中平会長	他にございませんか。無いようですので以上で1月の農業委員会定例会を終了します。 大変熱心に審議頂き有難うございました。 まだまだこれから寒波が下りて来るような話も御座います。 節分を中心に寒くなって来る事も有りますので風邪などひかずご活躍頂きますようお願い申し上げます。本日の会を終了いたします。 有難うございました。
	議事録署名員 中平 勝義 中平 収一